

特定商取引法専門調査会報告書（案）に対する意見

2015年12月14日

弁護士 池本誠司

1、はじめに

報告書（案）は、本専門調査会において意見が一致しなかった事項については、検討の経過及び意見が分かれたポイントを全く触れていない。

しかし、消費者トラブルの発生状況をどのように評価し、どのような対策を講ずべきかという議論は、今後も必要に応じて検討を行う必要がある問題であるから、立法事実の存否に関する意見・評価の違いを含めて、検討経過の概要を報告書に記録することが必要である。

特に、今回の専門調査会では、全国の消費生活センターに寄せられた相談情報（P I O - N E T情報）の分析とその信用性を巡って繰り返し議論が交わされ、意見・評価が分かれたところであり、今後も引き続き議論の対象とされるべき事項であるから、掲載することが不可欠である。

2、消費者相談等の状況等

（意見）

「勧誘」に関する消費者相談の状況等（4～5頁）の記述に関連して、第14回調査会・資料2の「キーワード『強引』が付与された苦情内容の分析」のグラフを掲載すること。

掲載に当たって、本資料の評価を巡って意見が分かれたこと並びに評価が分かれた主な意見を掲載すること。

（理由）

上記資料は、「強引」というキーワードが付与された苦情内容6,584件を消費者庁が分析したものである。この分析資料の評価を巡って委員間の意見が分かれ、対策論についても意見の一致を見なかった中心的論点であるから、これを掲載すべきである。

本資料の評価を巡っては、「この分析により、消費者の意思に反する勧誘が一定数存在していること、平成20年改正以降減少していないこと、が確認できる。」などと評価する意見がある一方で、「強引のキーワードの判断基準が不明確であること、消費者の一方的な申出に過ぎないことなど、立法事実の存在を確認することができない。」などと否定的な意見があった。

こうした議論の要点を掲載することにより、今回の議論の状況を紹介するとともに、今後の議論の素材を提供することは、当専門調査会の責任である。

3、指定権利制について

(意見)

「基本的な考え方」の6～7行目の次の記述部分を修正すべきである。

「規制の後追いを防ぐという観点から、当調査会においては現在の指定権利制の見直しを廃止すべきという点について、一定の合意を得られた。政府においては、このような当専門調査会の議論を踏まえつつ、さらに法制的・法技術的な観点から検討・整理を行い、必要な措置を講じることが期待されるべきである。」

「具体的な事項」の4行目以下の記述を加筆修正すべきである。

「・・・問題となっている取引への対応の在り方を検討するため、政令指定権利制を廃止するか、またはそれと同等の意味をもたらすように『商品の販売』、『役務の提供』及び『権利の販売』という概念について整理を行い、その位置付けを明確化させることが必要である。」

(理由)

指定権利制による脱法的なトラブルが発生していること、その対策として指定権利制を廃止することが相当であることは、委員間で基本的に意見が一致したところである。

ただし、指定権利制の廃止について、法制的・法技術的な課題が残されているため、具体的な方策を確定できない事情があるとすれば、「具体的な事項」についてある程度幅のある記述とすることはやむを得ない。

しかし、仮に今回の提言を受けた具体的な対策が、実効性が不十分である場合には、改めて指定商品制の廃止を実施することを検討する必要があるため、基本的な考え方を示しておくことは必要である。

4、勧誘規制強化について

(意見)

「基本的な考え方」の冒頭に、次のような記述を加筆修正すべきである。

「当専門調査会における調査審議においては、『平成20年法改正により再勧誘禁止(特商法3条の2第2項)が導入されたにもかかわらず、訪問販売・電話勧誘販売の苦情相談件数が減少していないこと、強引のキーワードが付与された苦情相談を分析したところ、消費者の意思に反する勧誘を受けたとする苦情が一定程度存在しており、平成20年以降厳守していないこと、高齢者の被害を防ぐに

は販売員が接触する前に拒否できる制度が必要なこと、訪問勧誘・電話勧誘を受けたくないという消費者の意思は事業者においても尊重すべきであることなどの理由から、勧誘を事前に拒否する意思表示をした消費者に対する訪問勧誘・電話勧誘を禁止する『拒否者登録制度』や『お断りステッカー制度』の導入を求める、という意見があった。

他方で、訪問販売・電話勧誘販売は事業者の営業の自由にかかわる問題であり慎重な立法事実の検証が必要であること、一部の悪質業者の被害防止のために多くの善良な事業者に一律の規制を及ぼすことは不当であること、P I O - N E T情報の『苦情』の中には『問い合わせ』が含まれていると考えられること、『強引』とのキーワードの判断基準が不明確なこと、消費者の一方的な申出内容を前提に意思に反する勧誘が行われたと判断することはできないことなどから、法規制を行う立法事実は認められない、との意見があった。また、関係業界団体のヒアリング結果や、集中的な意見募集において勧誘規制強化に賛成する意見545件に対し、反対する意見39,428件が寄せられた状況を踏まえるべきである、との意見があった。

こうした調査審議の結果、当専門調査会においては、(以下報告書案に続く) 」

上記の加筆に伴い、「基本的な考え方」の末尾の段落にある、「ただし、その際には・・・十分踏まえることが必要である。」は削除すべきである。

「基本的な考え方」の第3段落「・・・その成果について検証が加えられることが期待される。」に続いて、次のとおり加筆すべきである。

「また、国民生活センターは、訪問販売・電話勧誘販売のトラブル実態について、引き続き消費者からの苦情相談に係るP I O - N E T情報を多角的に調査分析整理することが期待される。」

(理由)

本専門調査会では、勧誘規制の強化について、4月28日、6月10日、7月22日、11月16日、12月2日と議論を繰り返し、消費者の意思の尊重や高齢者の被害防止の必要性などの観点や、事前拒否制度の具体的な提案や、勧誘意思確認の法的義務化の提案なども示されたが、主として強引な勧誘によるトラブル防止の必要性について立法事実が確認できないという点で意見が対立し、具体的な対策論に入ることができないまま、自主規制や執行強化など現行法制度の下での当面の対策を講ずることと議論が終わった。

今後は、自主規制や法執行の強化など当面の対策を講ずるとともに、国民生活センターにおいてP I O - N E T情報を多角的に調査分析し、訪問販売・電話勧誘販売のトラブルの実態に照らして各対策の実効性を検証し、必要が生じたときは改めて検討

することが必要である。こうした基本的な方向性は、特定商取引法の法目的を達成するための調査審議機関の責務であり、今後の課題として必要不可欠である。

5、都道府県による行政処分の効果拡大について

(意見)

「基本的な考え方」の第1段落に、中間整理で確認された以下の方向性を掲載すべきである。

「行政のリソースの効率的配分、消費者被害の効果的・効率的な発生予防・拡大防止、都道府県が行政処分を実施することのインセンティブ等の観点を踏まえ、特定商取引法の執行における都道府県の処分の効力を見直し、再整理すべく、都道府県の意見も聞きながら、都道府県が判断を行う枠組みも含め、検討が進められる必要がある。」

(理由)

悪質業者の取り締まりのため、都道府県の行政処分の効力範囲を拡大する方向で検討が必要なこと、他方で地方分権の考え方や都道府県の動機付けなど検討課題が残っていることは、前半の審議において課題とされていたが、後半の審議では十分に議論することができなかった。

そうであれば、基本的な方向性に関する考え方を削除すべき理由はなく、こうした方向性の下で今後の検討課題であることを示すべきである。